平成２８年（フ）第４１４２号
東京都三鷹市下連雀３丁目42―13―306
債務者　三田地和也
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１４５号
東京都新宿区北新宿２丁目４―25―305
債務者　大本　弘行
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１４９号
東京都小金井市貫井南町４丁目14―８―213
債務者　宮崎　智始
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１５７号
東京都江東区東雲１丁目９―42―2901
債務者　庄司真由美
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１６８号
東京都目黒区目黒１丁目５―18―501
債務者　藤原　秀樹
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１７０号
東京都北区赤羽２丁目45―７―201
債務者　栗原　龍一
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１７１号
東京都世田谷区給田５丁目１―20―206
債務者　飯島　重雄
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１７３号
東京都杉並区荻窪３丁目３―９―102
債務者　田中　和人
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１７４号
東京都中野区沼袋４丁目38―７―208
債務者　中村　大輔
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１８２号
東京都武蔵村山市伊奈平６丁目19―18
債務者　甲田　武志
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２４号
東京都八王子市山田町1623番地コーポ浜中102号
債務者　木脇　真一
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３０号
栃木県足利市福居町2234番地１　キューカンバーⅡ　102
債務者　小林　隆司
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第４１６３号
東京都江戸川区瑞江１丁目10―16―102
債務者　櫻井美佐代
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１８０号
東京都葛飾区白鳥２丁目11―15―101　ＴＯＰお花茶屋第２
債務者　菅野　恒雄
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５０号
栃木県栃木市大町34―25　レオパレスグレースとちの木　106号室、住民票上の住所栃木県小山市大字武井18番地５
債務者　岩本　裕志
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係